

1. 開催日時 令和4年9月9日（金）  
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名（現に在任する委員23名）

議長（会長） 15番 森 京典（会議規則第7条）

出席委員数 17名

1 矢野 邦 男	2 渡 邊 節 夫		
	6 近 本 静 信		
9 越 智 幹 男	10 渡 邊 昭 彦	11 岡 貞 義	12 竹 田 清 隆
13 越 智 要	14 桑 田 誠	15 森 京 典	16 新 居 田 守
17 津 吉 利 幸	18 吉 井 一 浩	19 岡 田 勝 利	20 藤 本 博
	23 永 井 政 則	24 近 松 安 文	

欠席委員数 6名

3 大 澤 穰 兒	4 戸 田 修 司	5 岡 林 興 通	7 本 宮 勇
8 長 野 健 二	21 野 間 義 郎		

4. 議事に関与する職員

局 長	織 田 浩 史
次 長	渡 辺 修 三
次 長	二 宮 一 成

## 5. 議事

### 【農地法関係議案】

#### 議案第32号

農用地利用集積計画関係（一括方式）（受付番号1～4）

#### 議案第33号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～11）

#### 議案第34号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～7）

#### 議案第35号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～2）

#### 議案第36号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～10）

#### 議案第37号

農地転用事業計画変更について（受付番号1）

#### 議案第38号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号1～3）

#### 報告第23号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～10）

#### 報告第24号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

（受付番号1～3）

#### 報告第25号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～7）

## 6. 議事録

- 事務局 定刻が参りましたので、ただ今から「令和4年度 第6回総会」を始めさせていただきたいと存じます。  
本日は、委員23名中17名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。  
なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。
- 議長 それでは、ただ今から「令和4年度 第6回総会」を開会いたします。  
事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく申し上げます。  
まず、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。  
今回は、議事録署名委員に6番（近本委員）、20番（藤本委員）、両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 それでは、議案の審議に入ります。  
議案第32号 農用地利用集積計画関係（一括方式）について  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。  
議案第32号は、農用地利用集積計画関係についてでございます。これは、今治市長から令和4年8月10日付で一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。  
今治市全体の計画が、新規4件、面積は17,822㎡でございます。第4小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。以上で、説明を終わります。
- 議長 説明が終わりました。  
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。  
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
- 全員 （意見、質問なし）
- 議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
- 全議員 （異議なし）
- 議長 それでは原案どおり決定いたします。
- 議長 続きまして、  
議案第33号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。議案書2ページをお開きください。  
議案第33号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は近見町にある農地8筆で、登記地目は畑、面積は合計2,062㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈

しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- [受付番号 2] 申請地は玉川町長谷にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1 2 3 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 4 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 3] 申請地は波方町養老にある農地 1 筆で、登記地目は田、面積は 1, 6 5 6 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 4] 申請地は宮窪町宮窪にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1, 3 4 6. 7 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 5] 申請地は伯方町木浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 5 1 9 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 6] 申請地は伯方町叶浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1 7 5 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 7] 申請地は伯方町伊方にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 4, 0 9 3 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 8] 申請地は大三島町野々江、口総、浦戸にある農地 1 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 5 6 9. 0 7 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は大三島町野々江、浦戸にある農地 9 筆で、登記地目は畑、面積は合計 9, 4 1 3. 0 4 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は大三島町野々江、宗方にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 8 4 0 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は大三島町野々江にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 9 1 4 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議案書 2 ページから 3 ページまでの合計は、11 件、42 筆、面積 25,710.81 m<sup>2</sup>となっております。地元委員さん 1～4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
(意見、質問なし)  
議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、  
議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 4 ページをお開きください。  
議案第 34 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 518 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が小作地開放のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 601 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 512 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 361 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5、6] 受付番号 5 及び受付番号 6 は、関連がございますので、一括してご説明いたします。  
譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は、受付番号 5 3 筆、受付番号 6 1 筆 合計 4 筆で、地目は受付番号 5 については田または畑、受付番号 6 については畑、面積は合計 3,123 m<sup>2</sup>で、現在、水稻また野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が受付番号 5 及び受付番号 6 ともに新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 7] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 563 m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事務局 続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。  
農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る要件確認書は 1 ページから 14 ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
  - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
  - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
  - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
（意見、質問なし）  
議長 許可することに、ご異議ございませんか。  
（異議なし）  
議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、  
議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第37号 農地転用事業計画変更について

事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
議案第35号は農地法第4条の規定による許可申請、第36号は農地法第5条の規定による許可申請、第37号は農地転用事業計画変更についてでございます。議案書5ページをお開きください。

[議案第35号 申請人は農業兼会社員1名、申請地は富田地区上徳の1筆で、地目は田、面積は297㎡でございます。

受付番号1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した自己用住宅敷地拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。  
事業計画につきましては、申請人は家族が増え家財道具も増加し既存の居宅では手狭で不便なため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して、自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年8月15日で、許可日から令和4年12月28日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の1ページをご覧ください。

[受付番号 2] 申請人は農業兼会社役員 1 名、申請地は波方地区岡の 1 筆で、地目は畑、面積は 446 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。  
事業計画につきましては、申請人は、申請地近隣の事業所に勤務する方々から申請地を駐車場として借りたいとの要望を受け、自己所有地である申請地を利用して、貸露天駐車場を整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 4 年 8 月 15 日で、許可日から令和 4 年 12 月 28 日までに事業を完了する予定となっております。  
続いて、議案書 6 ページをお開きください。

[議案第 36 号  
受付番号 1] 譲受人は公務員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は日高地区高橋の 1 筆で、地目は田、面積は 264 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が自己用住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが家族が増え手狭で不便になったため、商業施設に近く生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 4 年 8 月 15 日で、許可日から令和 5 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。  
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 2] 譲受人は会社員 2 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は日高地区高橋の 1 筆で、地目は田、面積は 233 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が自己用住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが家族が増え手狭で不便になったため、勤務先に近く生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 4 年 8 月 15 日で、許可日から令和 5 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。  
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 3] 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は富田地区高市の 2 筆で、地目は田、面積は合計 230 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が自己用住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま  
す。  
事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭で不便になったため、勤務先に近く生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 4 年 8 月 15 日で、許可日から令和 5 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

す。  
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号4] 譲受人は会社員2名、譲渡人は会社員1名、申請地は富田地区上徳の2筆で、地目は田、面積は合計277㎡でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市富田支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、手狭で不便なため、将来の両親の介護に備え、実家に隣接する申請地を父親から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年8月15日で、許可日から令和5年3月31日までに事業を完了する予定となっております。  
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号5, 議案第37号 受付番号1] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
受付番号5は6ページ、議案第37号受付番号1は7ページをご覧ください。  
議案第36号受付番号5の譲受人、議案第37号受付番号1の承継者は同一で宿泊事業等を営む者1名、議案第36号受付番号5の譲渡人、議案第37号受付番号1の当初計画者は同一で石材業を営む法人、申請地は宮窪地区宮窪でございます。  
議案第36号受付番号5の申請地は1筆で地目は畑、面積は250㎡、議案第37号受付番号1の申請地は既に平成12年8月30日付愛媛県指令農政（地5）第1000号で転用許可を受けている土地でございます。  
これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が食博所及び露天駐車所を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、当初計画者が転用許可を受けた後、当時の会社代表者が体調を崩し死亡し、その後会社経営が厳しい状況となり転用事業の実施が困難になったものであります。今回、市内で宿泊業を営む譲受人が宿泊事業の規模拡大を図るため、サイクリスト等の集客が見込めるしまなみ海道沿線地域の宅地と隣接する申請地を譲り受け、宿泊所及び露天駐車場を整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年8月15日で、許可日から令和5年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6] 譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、面積は306㎡でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が事務所併用住宅及び従業員寮の敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在県外に居住していますが、この度、父親が経営する法人の事業を継承するため帰郷することになり、手狭で不便な事務所併用住宅及び従業員寮の敷地を拡張するものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年8月15日で、許可日から令和5年4月1日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件は違反案件であります。第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。  
違反内容につきましては、違反転用報告書の2ページをご覧ください。

[受付番号7, 8] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。  
受付番号7, 8の譲受人は同一で会社員1名、譲渡人も同一で農業者1名、受付番号7の申請地は伯方地区叶浦の1筆で、地目は畑、面積は431㎡、受付番号8の申請地は伯方地区叶浦の1筆で、地目は畑、面積は40㎡でございます。



でございます。

これらの申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の建築、及び進入路を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、住み慣れた伯方地区内の実家に近接する受付番号7の申請地を譲り受け、自己用住宅を建築し、併せて隣接する受付番号8の申請地を譲り受け、住宅敷地への進入路を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年8月15日で、許可日から令和5年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区大見の1筆で、地目は畑、面積は282㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在県外に居住していますが、大三島町に移住し新規就農するに当たり新たな生活拠点を確保するため、営農に利便の良い場所にある申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年8月15日で、許可日から令和5年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の3ページをご覧ください。

[受付番号10] 譲受人は農業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は大三島地区大見の1筆で、地目は畑、面積は72㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は自宅への進入路が狭く車の出入りが出来ないため、自宅から離れた場所にある駐車場を借りて利用しており不便なため、自宅に近接する利便の良い申請地を譲り受け、自家用車用の露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年8月15日で、許可日から令和5年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続きまして、手元にお配りしている農地法許可申請書ごとの要件確認書の15ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか

- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)  
議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。  
なお、議案第36号 受付番号1、2、3については、第1種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、  
議案第38号 農業振興地域整備計画変更(除外)について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書8ページをお開きください。  
議案第38号は、農振農用地区域からの除外について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第38号 受付番号1] 申請者は、転用者が行う農家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号2] 申請者は、転用者が行う農家住宅の敷地拡張に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号3] 申請者は、転用者が行うキャンプ施設進入路の整備に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第2号から第5号までの各要件も満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたがご意見ありませんか。  
(質問、意見なし)  
議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。  
(異議なし)  
議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、  
報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
議案書 9 ページから 12 ページの報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 10 件の届出があり、全件、取得事由は相続、権利内容は所有権でありました。  
議案書 13 ページの報告第 24 号農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 3 件の届出があり、合計面積は 1,538.68 ㎡でありました。  
議案書 14 ページの報告第 25 号農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 7 件の届出があり、合計面積は 10,994 ㎡でありました。  
報告第 24 号及び第 25 号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。  
なお、報告第 23 号から第 25 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。  
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
全員 (意見なし)  
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日より予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。  
せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。